

政令第三百二十二号

地方自治法施行令の一部を改正する政令

内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条及び第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第五百五十八条第一項に次の一号を加える。

七 第一号及び第二号に掲げる歳入に係る延滞金並びに第三号から前号までに掲げる歳入に係る遅延損害

金

第七百七十四条の三十九第二項中「これを」を削り、同条第三項中「第五十五条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、」を「第五十五条第三項から第五項までの規定中「都道府県都市計画審議会」とあるのは「市町村都市計画審議会」と、同条第四項及び同法第百三条第四項中「に改め、「同条第四項中「都道府県知事は」とあるのは「指定都市の市長は」と、「都道府県が」とあるのは「指定都市が」と」を削り、「法」の下に「と、同令第三条の二第二項中「都道府県都市計画審議会」とあるのは

「市町村都市計画審議会」を加え、同条第四項中「規定は、これ」を「規定」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この政令は、公布の日から施行する。ただし、第七百七十四条の三十九第三項の改正規定及び次項の規定は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この政令による改正後の地方自治法施行令第七百七十四条の三十九第三項の規定は、地方自治法施行令第七百七十四条の三十九第一項の規定により地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下この項において「指定都市」という。）に適用があるものとされる土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第五十五条第一項の規定による事業計画の縦覧の開始の日（以下この項において「縦覧開始日」という。）が前項ただし書に規定する規定の施行の日（以下この項において「一部施行日」という。）以後である土地区画整理事業に係る指定都市の事務の処理については、縦覧開始日が一部施行日前である土地区画整理事業に係る指定都市の事務の処理については、なお従前の例による。

理由

私人に徴収又は収納の事務を委託することができる公金の範囲を拡大するとともに、指定都市が施行する土地区画整理事業の事業計画に係る意見書の付議先を都道府県都市計画審議会から市町村都市計画審議会に変更する必要があるからである。